

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

三重県教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 5 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	三重県立みえ夢学園高等学校	460 名	45 名
2	三重県立北星高等学校	538 名	62 名
3	三重県桑名北高等学校	724 名	56 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

支援を必要とする生徒が多く在籍する定時制高等学校 2 校と全日制高等学校 1 校をモデルスクールに指定した。

定時制総合学科高等学校では、定期的な校内での情報共有、個別の指導計画の作成と活用を行っている。ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業の実践や、学習サポーターの効果的な活用を進めたい。

定時制普通科・情報ビジネス科高等学校では、ユニバーサルデザインの学校づくりに取り組んでいる。対象生徒や保護者との合意形成に基づく合理的配慮の提供を進めたい。

全日制普通科高等学校では、個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、校内での情報共有や個別の対応を行っている。卒業後の移行支援に結びつく個別の教育支援計画の作成・活用の中で、合理的配慮の在り方を検証したい。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

生徒の実態把握、本人・保護者等との面談及び効果的な支援についての助言、関係機関との連携等を行う支援員を、モデルスクールを含む県内全域の県立高等学校へ派遣した。

研究実践報告会を実施し、モデルスクール各校の研究成果を発表する場とした。

特別支援教育を推進していく教員を育成するため、特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を実施した。

【モデルスクールとして行った取組】

主な取組は以下のとおりである。

- ・入学前の教育相談で保護者から生徒の情報を聞き取りながら、共に支援していこうとする関係を築いた。
- ・生徒に関わる多くの関係機関と連携し、ケース会議を開催した。
- ・合理的配慮協力員や県教育委員会の支援員等を校内委員会に招き、合理的配慮の提供の検討を行った。
- ・合理的配慮協力員による発達検査の実施や保護者との教育相談を行った。
- ・保健室や相談室を生徒が教室に入る前に一日の見通しをもったり、身だしなみを整えたりする場所として活用した。
- ・市町の子育て支援機関との連携による幼児期からの途切れのない支援を行った。
- ・基礎的環境の整備について教職員の理解を図った。
- ・ユニバーサルデザインやアクティブラーニングを視野に入れた授業改善に取り組んだ。

3. 成果及び課題

【成果】

合理的配慮の実践事例や基礎的環境の整備についての知見を蓄積することができた。

合理的配慮の提供としては、例えば、学習に対する不安を抱えている生徒への個別のサポートの提供により、「分からないこと」が聞ける安心感が生まれた。

合理的配慮を授業の中で展開することで、他の生徒にも分かりやすいユニバーサルデザイン授業の実践につながり、基礎的環境の整備が進んだ。

合理的配慮の提供に係る合意形成においては、生徒や保護者からの要望により、学校としてできる範囲の合理的配慮を行うことにより、生徒や保護者との信頼関係が深まり、保護者と協力して生徒を支援していこうとする風土が生まれた。

中学校や関係機関との連携により、生徒や保護者に対して多面的に支援できるようになり、中学校から高等学校へ途切れのない支援を実施する体制がつくられた。

特別支援教育連続講座（シードプロジェクト）を実施し、発達障がいのある児童生徒への支援や合理的配慮の考え方について、教職員の専門性を高めることができた。

【課題】

合理的配慮の提供としては、ＬＤ生徒への配慮や、特別な支援への抵抗感のある生徒への支援の方法等について検討が必要である。また、合理的配慮の提供を組織的に行う体制や、個別の教育支援計画等に合理的配慮提供欄を設ける等の工夫についても今後の課題である。

個に応じた支援を早期に実施できるよう、中学校からの支援情報の引継ぎを促進するとともに、保護者との合意形成を図るための連携の工夫として、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテ※の小中学校段階における活用促進が必要である。

合理的配慮協力員等の外部人材を効果的に活用するため、教職員の意識向上を進めるとともに、外部の専門人材の継続した配置が必要である。また、特別支援教育コーディネーターによる校内外の専門職や関係機関との連携は重要であり、その業務を支援する校内体制の整備が必要である。

※「パーソナルカルテ」：本人及び保護者が必要な情報（生育歴等）を記入して作成するファイル。日常的な管理も本人・保護者が行い、学校や関係機関等から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を追加して綴じ込んでいくファイル形式のもの。

【今後の展望】

① 通常の学級及び高等学校における個別の指導計画の作成の促進

小中学校の通常の学級及び高等学校において、個別の指導計画が確実に作成され、途切れのない支援が実施されるよう、高等学校特別支援教育コーディネーターの研修を行うとともに、市町等教育委員会への助言や研修支援を行う。

② パーソナルカルテの活用の促進

小中学校での活用を促進するため、まず特別支援学級に在籍する全ての児童生徒への普及を進める。普及が進みにくい市町を把握し、積極的に助言や研修支援を行う。

③ 中学校から高等学校への支援情報の引継ぎの促進

中学校から高等学校への支援情報の引継ぎ実施要項に基づく引継ぎの状況を把握するとともに、引継ぎ方法の改善や理解啓発を行い、引継ぎを促進する。

※三重県では法令・医療用語等以外は「障がい」の表記を使用している。